

## 千葉市収入証紙売りさばき事務取扱要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、本市の機関が行う収入証紙売りさばき事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (申請等)

第2条 本市の機関で収入証紙を売りさばこうとする者は、会計室長へ申請し、承認を受けるものとする。

### (証紙の売りさばき)

第3条 収入証紙の売りさばきは、次のとおり行うものとする。

- (1) 市庁においては、会計管理者が千葉市収入証紙条例施行規則(以下「施行規則」という。)第3条により指定された売りさばき人の執務時間外に取扱う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の規定により承認された者が取扱う。

### (発売高の報告)

第4条 収入証紙を売りさばく者は、施行規則第7条第3項に規定するその月の売高を受払報告書をもって会計室長に報告しなければならない。

### (収入証紙の出納及び保管)

第5条 次条の規定により交付を受けた収入証紙については、第3条に規定された者がこれを保管し、その保管に係る収入証紙を防失し、毀損し、又は汚損することがないよう確実に保管しなければならない。

### (収入証紙の交付の請求)

第6条 収入証紙を売りさばく者は、収入証紙の保管状況と売りさばき状況を勘案し、必要に応じ会計室長に請求し、交付を受けなければならない。

### (補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、収入証紙売りさばき事務取扱については、会計管理者が別に定める。

### 附 則

この要領は平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は平成 22 年 12 月 1 日から実施する。

附則

この要領は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は平成 28 年 5 月 1 日から実施する。

附則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。